

(9) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和4年5月7日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

米子市 法人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金134,200円を支払うものとする
こと。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和4年1月6日

(2) 事故発生場所

米子市両三柳地内

(3) 事故の状況

鳥取県西部総合事務所所属の職員が、公務のため普通特種自動車（患者輸送車）を運転中、方向転換をするため後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、和解の相手方が設置するフェンスに衝突し、同フェンスを破損させたものである。